

入学料免除・徴収猶予及び 授業料免除(通年)申請のしおり

区分：災害枠
(半壊又は床上浸水)

＝本冊子裏表紙に【申請に当たっての注意点】が記載されていますので、申請前に必ずお読みください。＝

■本申請ができる者は、本学HP（入学料免除・徴収猶予）3 申請手続についての「入学料免除等申請書類一覧」の番号⑦、⑨、⑪、⑬、⑮番に該当する者です。

日本学生支援機構の給付奨学金を4月以降（入学後）に申請する学部学生及び3年次編入生は、⑦番に該当します。

- ・給付奨学金大学入学後申請（⑦該当者）
- ・給付奨学金決定者：支援区分：第Ⅰ区分の者（⑨該当者）
- ・給付奨学金決定者：支援区分：第Ⅱ・Ⅲ区分の者（⑪該当者）
- ・給付奨学金不採用者または要件外者（⑬、⑮該当者）

申請できる者



- ・災害枠入学料免除申請書and災害枠授業料免除申請書
- ・入学料半壊等家計審査調書and授業料半壊等家計審査調書
- ・所得に関する書類（1セット）
- ・罹災証明書（コピー可）
- ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付（1セット）
- ・⑨、⑪該当者で給付奨学金採用者は、採用候補者決定通知のコピー
- ・⑬該当者で給付奨学金不採用者は、採用候補者選考結果通知（不採用）のコピー
- ・⑦、⑨、⑪該当者は、A様式1（大学等における～認定に関する申請書）

提出書類等

＝申請者はこのしおりを熟読の上、提出する書類を揃えて期間内に郵送してください。＝

■申請期間を過ぎた場合は、一切受け付けません。

■入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、様式や証明書類等の提出は「1セット」です。

■入学料徴収猶予とは、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。

◆郵送（レターパックライトのみ）

申請期間	郵送先
令和3年2月18日（木）～4月1日（木）必着	熊本大学 学生生活課経済支援担当

※ 提出書類は、「レターパックライト」（追跡確認ができるため）を使用し、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除等在中」と記載して郵送してください。

[送付先]〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

①. 申請方法

- 申請を希望する者は、災害枠入学料免除申請書、入学料半壊等家計審査調書、災害枠授業料免除申請書、授業料半壊等家計審査調書及び所得に関する証明書類等（２ページ～）を令和３年２月１８日（木）～４月１日（木）までに「**レターパックライト**」で郵送してください。

なお、レターパックの品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請書類等」と記入してください。

■ 入学料免除等申請書類一覧（⑦該当者）

災害枠＋給付奨学金大学入学後申請者（日本学生支援機構の給付奨学金を４月以降（入学後）に申請する、⑦番該当）は上記期間内に関係書類を提出の後、入学後に「給付奨学金」の在学採用申請を必ず行ってください。

熊本大学HP「日本学生支援機構奨学金 → 在学採用」※詳細は３月中旬頃にお知らせの予定です。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/shogakukin/jasso

■ 入学料免除等申請書類一覧（⑨、⑪該当者）

修学支援新制度認定済給付奨学金決定者（支援区分：第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）＋災害枠（半壊・床上浸水）である⑨、⑪該当者は上記期間内に関係書類を提出してください。

■ 入学料免除等申請書類一覧（⑬、⑮該当者）

災害枠（半壊又は床上浸水）＋給付奨学金不採用者又は給付奨学金要件外者（番号：⑬、⑮該当者）は上記期間内に関係書類を提出してください。

②. 選考結果の確認

熊本大学学務情報システムSOSEKI（<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>）の「学費収納状況」で各自確認してください。結果は６月下旬頃発表の予定です。選考結果の発表については学内掲示板に告知します。

なお、発表後に入学料の納入が必要な者については保証人宛に振込依頼書を送付します。

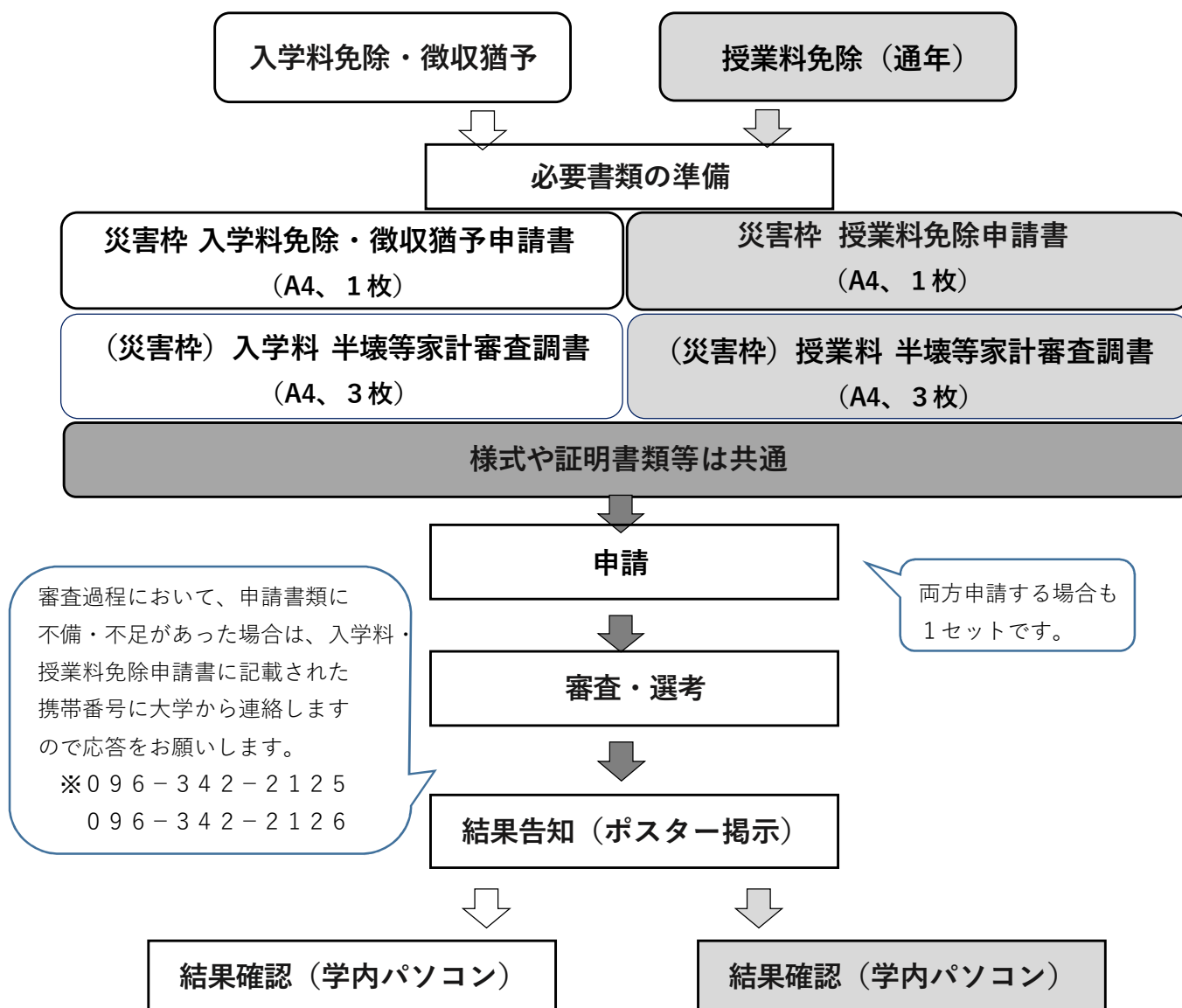
※注意事項

- 1 入学料徴収猶予結果が“不許可となった者”については、結果発表後２週間以内に入学料を納入してください。

なお、入学料徴収猶予が「全額猶予」、「2/3猶予」または「1/3猶予」となった者の納入期限は、令和３年９月３０日（木）までとなります。

- 2 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請に関して、記載すべきことが記入されていないもの、判読困難なものなど願書に不備がある場合、または必要な証明書が提出されていない場合は、選考から除外されます。
- 3 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除及び徴収猶予決定後でも取消すことがあります。

《 1）入学料免除・徴収猶予及び授業料免除（通年）申請の流れ 》



免除結果については、入学料・授業料それぞれ学生自身が学内のパソコンから確認するようになっており、保護者の方への通知や郵送は行っておりません。

- ・入学料免除・徴収猶予と授業料免除の申請に必要な様式や証明書類等は、共通で審査します。
- ・半額免除や不許可の場合、入学料又は授業料を納入する必要がありますので、それぞれ期日や納入の方法をこのしおりで確認してください。
- ・授業料免除前期の申請時点（4月1日）から、後期の申請時点（10月1日時点）の間で、世帯の構成員の増減、就学者の増減、就職/退職した人、年金等の受給開始等がある場合は、災害枠授業料 半壊等家計審査調書及び証明書等を8月6日（金）までに経済支援担当へ提出願います。

2) ～ 4) 入学科免除・徴収猶予及び授業料免除（共通）

2) 申請書類等

災害枠入学科免除・徴収猶予申請書（A4,1枚）、災害枠入学科半壊等家計審査調書（A4,3枚）、災害枠授業料免除申請書（A4,1枚）、災害枠授業料半壊等家計審査調書（A4,3枚）及び必要な証明書類等を郵送してください。

※注意※

入学科免除も授業料免除も免除結果ができるまで、入学科・授業料を納めないようにしてください。
申請から結果ができるまでの期間は、入学科の納入が猶予され、授業料の引き落としは行われません。
万が一、入学科又は授業料を納めてしまった場合、免除申請の対象外となります。

3) 選考方法

（1）入学科免除・徴収猶予及び授業料免除は、申請者のうち学力基準と家計基準の両方を満たした者について、毎回、本学におけるそれぞれの予算の範囲内で、家計困窮度の高い者から順に選考を行います。

※入学科免除と授業料免除で免除結果が異なることもあります。

「家計困窮度の高い者」が多くなった場合や当該年度の予算額等の違いにより、免除結果が異なる場合があります。また、家計困窮度が高いと判断された場合であっても、学力基準を満たしていなければ免除になりません。

（2）学力基準については次のとおりです。

学部1年次：出身高等学校長から提出された調査書の評定平均値3.5以上又は入学試験の成績が上位1/2以内の者

授業料免除については、1年間 同じ成績で判定されます。

（3）家計基準については、収入限度額の目安（半額免除の場合）を11ページに記載しています。世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられますので、申請前に必ず確認してください。

なお、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で入学科・授業料免除が行われるため、必ず免除されるとは限りません。（申請にあたっては目安としてください。）

（4）申請に関して、記載すべきことが記入されていないもの、判読困難なものなど申請書に不備がある場合、又は必要な証明書が提出されていない場合は、選考から除外されます。

（5）記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除（徴収猶予）決定後でもその許可を取消することがあります。

4) 免除の判定結果の確認方法（授業料免除・入学科免除共通）

学生本人が次の要領で学内のパソコンから確認してください。ご家庭（保護者等）へ郵便での通知は行っておりません。

<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスして学内パソコンから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く。

「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「授業料免除」「入学科免除」「入学科徴収猶予」の欄で結果確認

※注意※

免除結果が「2/3免除」「半額免除」「1/3免除」「不許可」の場合、入学科と授業料で納入方法と納入期限が異なります。次ページの「注意事項」をそれぞれ確認してください。

5) 入学科免除・徴収猶予

5) 入学科免除・徴収猶予について

入学科免除について

次に該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、入学料の全額、2/3、半額又は1/3の納入が免除される制度です。

自然災害で被災した者

・学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が半壊または床上浸水であると証明された者

・学資負担者が死亡し、または行方不明となっている者

※災害発生後、1年以内に納付する入学料を対象とします。

入学科徴収猶予について

災害等によって入学料の納入が困難である場合に、本人の申請に基づき選考の上、入学料の納入が猶予される制度（※）です。

※この制度は、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。

自然災害で被災した者

・学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が半壊または床上浸水であると証明された者

・学資負担者が死亡し、または行方不明となっている者

※災害発生後、1年以内に納付する入学料を対象とします。

※ 入学科免除・徴収猶予の注意事項

免除結果が、“不許可となった者”、“1/3免除となった者”、“半額免除となった者”及び“2/3免除となった者”については、結果発表後2週間以内（7月上旬～中旬）に入学料を納入していただくことになっています。

なお、入学科徴収猶予が許可された場合の納入期限は、令和3年(2021年)9月30日（木）までですが、不許可となった場合は、結果発表後2週間以内に納入していただくことになります。

6) 授業料免除

6) 授業料免除について

次に該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、授業料の全額、2/3、半額又は1/3の納入が免除される制度です。

自然災害で被災した者

・学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が半壊または床上浸水であると証明された者

・学資負担者が死亡し、または行方不明となっている者

※災害発生後、1年以内に納付する授業料を対象とします。

※ 授業料免除の注意事項

免除結果が、“不許可となった者”、“1/3免除となった者”、“半額免除となった者”及び“2/3免除となった者”については、授業料を7月12日（月）に「授業料の銀行預金口座自動引落とし」により納入することになります。免除決定から引落としまでの期間が短くなっておりますので、ご注意ください。

7) 提出書類 ※マイナンバーの記載のある書類は提出しないでください。

(1) 申請者全員が提出する書類 (必須)

提出書類	留意事項
(災害枠) 入学科免除・徴収猶予、授業料免除申請書	令和3年4月1日現在にて記入してください。
(災害枠) 入学科・授業料半壊等家計審査調書 (A4,3枚)	令和3年4月1日現在にて記入してください。(様式1-1, 1-2)
アルバイト収入状況申立書	該当がなくても「なし」で提出してください。(様式2)
奨学金受給状況申告書	受給していなくても「なし」で提出してください。(様式3)
市区町村発行の最新の所得(課税)に関する証明書(原本)	幼児、就学者を除く同一生計家族全員分の個人証明(1人1枚)が必要です。世帯分(家族で1枚)ではありませんのでご注意ください。専業主婦等や18歳以上で収入がない方(予備校生を含む)の分もすべて必要です。 ※申請者が学部学生の場合、本人分は不要です。大学院生の場合は本人分も提出してください。申請者の兄弟姉妹が学生(就学者)の場合は必要ありません。
※ 収入 所得 課税額 これらの必要項目が全て記載されているもの。証明書の名称は地方自治体により異なります。申請時現在の最新版は、令和元年分(平成31年1月～令和元年12月)の証明です。	

(2) 該当者が提出する書類

※(1)の申請者全員が提出する書類(必須)だけでは審査ができません。本人と同一生計家族で下表の対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書等を提出してください。

(源泉徴収票(写)や確定申告書(写)を提出する場合も、市区町村発行の所得(課税)証明書は全員必要です。)

※ 同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

所得等に関する証明書類

※(写)以外は原本の提出が必要です。

対象者	本人 チェック	証明書等	発行機関等
給与と所得者 (パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要) ※右の①～④について該当するものを提出		①令和元年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合	源泉徴収票(令和2年分)(写) ※複数の勤務先がある場合は、すべてを提出
		②令和2年1月以降に就職し、現在も継続して勤務している場合	給与支給(見込)証明書(様式5) 就労に関する申立書(様式8の2)
		③令和2年1月以降に転職し、現在も継続して勤務している場合	給与支給(見込)証明書(様式5)、退職及び退職金支給証明書(様式6)、就労に関する申立書(様式8の2)
		④令和2年4月以降に退職した場合(退職金がない場合も必要)	退職及び退職金支給証明書(様式6) 就労に関する申立書(様式8の2)
給与と所得以外の所得がある者 (自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者)		令和2年分確定申告書の第一表・第二表・第三表(税務署に提出した申告書控)(写) ※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、令和3年度市(町)県民税申告書等の令和2年分の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの	所得者本人
		令和2年の中途以降に新たに事業を始めた場合	最近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かるもの(事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、押印、コピー不可)(様式8の2)
年金(恩給)受給者 ※公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等		※(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・最新の年金額改定通知書(写) ・年金振込(支払)通知書(ハガキ)(写) ・年金の源泉徴収票(写)	日本年金機構、共済組合、保険会社など
入学前1年以内(R2.4.1～R3.3.31)に臨時所得(退職金、保険金など)がある場合		退職金源泉徴収票(写)、保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの(退職金がある場合は、退職及び退職金支給証明書(様式6))	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)(写)	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書(休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当金通知書(写)など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写)など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証など支給額が分かるもの(写)	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書など扶助料(最近3ヶ月分)が分かるもの(写) ※生活保護を受けている方は申立書の記入をしていただきますので、申請前にお申し出ください。	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの(写)	所轄官庁
就労可能で無職無収入(専業主婦を除く。)の者がいる場合 (18歳以上の者で予備校生を含む。)		申立書(様式8)	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合(本人及び配偶者)		採用決定通知書(写)、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書（様式9）	申請者本人
就学者がいる場合（本人及び小・中学生を除く。）		在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7） ※必ず大学の（様式7）を使用してください。	就学者の在学学校
障害者、要介護者（要介護認定1～5）、原爆被爆者（原爆被爆者は障害がある場合のみ）がいる場合		障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（一・二面）（写） 被爆者健康管理手帳（写）など	所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		長期療養証明書（様式11） ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
入学前1年以内に火災・風水害にあった世帯（※）		被（罹）災証明書、被災額証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など 確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯（勤務先の命令によるものに限る。）		単身赴任証明書（様式12）及び主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書（様式13） ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
入学前1年以内に学費負担者が死亡した場合		死亡が確認できる書類 （退職金・保険金・遺族年金等の支払（見込）金額が分かる書類も併せて提出すること。）	保管中のもの 勤務先、関係機関

※災害救助法の適用となった災害により被災した世帯で、全壊・大規模半壊の世帯は、「災害枠」で申請してください。

独立生計者に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者（次の全ての認定要件に該当すること。） 【認定要件】 1.所得税法上、父母等の扶養家族でない者 2.父母等と別居している者 3.本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得証明書等が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下のいずれかの書類の提出により、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。 ・父母等の所得（課税）証明書など扶養関係を確認できるもの ・本人又は配偶者が筆頭健康保険被保険者証（写） ・本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）の所得（課税）証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）	市区町村など 本人所持のもの 市区町村、勤務先など

※上記以外にも大学側が必要と認める場合、別途書類の提出を求めることがあります。

※所得（課税）証明書等の原本を提出する書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※A4サイズより小さいサイズの証明書類等は、指定された貼付台紙に貼付の上、提出してください。

●源泉徴収票等貼付台紙・・・（様式4） ●年金受給状況申告書・・・（様式14）

《注意事項》

①給与所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管の上、免除申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。

源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、再発行を求める場合があります。

②年金受給者がいる場合は、（様式14）に受給者ごと（1人1枚）に証明書類を貼付し、必要事項を記入の上、提出してください。

8）個人情報の取り扱いについて

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

9) 『(災害枠) 入学料 半壊等家計審査調書』及び『(災害枠) 授業料 半壊等家計審査調書』
記入について

令和3年4月1日現在で記入すること。(各様式全て、同様に記入すること)
ペン又はボールペンを使用し、修正する場合は、該当部分をニで消し、上段等に正しく記入すること。(訂正印不要。鉛筆や消せるボールペンでの記入は不可) 入学料免除・授業料免除それぞれ同様に記入してください。

(災害枠) 入学料 半壊等家計審査調書

令和3年4月1日

熊本大学長 殿

学部 _____ 学科 _____ ※
入学年月 3 年 4 月 (入学・編入学) ※
学年 1 年
氏名 (本人が署名すること) 熊 本 一 朗

入学料納入困難のため、令和3年度の入学料を免除・徴収猶予くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。

(1) 入学料免除・徴収猶予申請書
授業料免除申請書

①記載内容は令和3年4月1日現在の状況を記入してください。

なお、記載内容が、事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがありますので注意してください。

(申請理由: 本人が具体的に書くこと)

令和〇年〇月豪雨災害により、実家が半壊の被害を受けました。被害も大きく、修繕費もかかります。
私は大学生となり、勉学に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。以上の理由により、
入学料の納入が非常に困難なため、入学料の免除・徴収猶予を認めていただきますようお願いします。

(主たる家計支持者が無職・失職中の生活費の出所)

年 月～

・生活費の出所:

(2) 申請理由

①本人を主体にして記入してください。

記載内容は、申請時現在(令和3年4月1日現在)において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に入学料(授業料免除申請書には授業料)の納付が困難な理由を具体的に記入してください。

※ローン返済は申請理由として相応しくありません。

②主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を所定欄に記入してください。(主たる家計支持者が無職・失職中の場合、いつからその状況にあるのか、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について記入してください。)

③火災・風水害等の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に記入するとともに、家庭状況票の「特別控除」欄の「火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも記入してください(被害額証明書、被(罹)災証明書等が必要です。)

(3) 家庭調査票

正しく丁寧に記入してください。

①学生番号

学生番号は空欄のまま提出してください。

家 庭 状 況 票									
学生番号	5					13	フリガナ	クマト イロウ	
							氏 名	熊本 一朗	(19歳)
住所等	〒 860-0000	熊本市中央区黒髪〇丁目 〇ー〇				〒 866-0000	八代市〇〇町〇〇		
	TEL 090-0000-0000					TEL 0965-00-0000			
続 柄	氏 名	年 齢	現在の職業	給与所得の計 (税込)	(千円)	給与所得以外の所得計 (税込)	(千円)		
本 人				15		20			
就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○ 別居者に×)	父	熊本 太郎	54	衣料品 小売業	25				
	母	春子	52	専業 会社員	35				
	姉	夏子	26	(R2.6~)	45				
	祖父	秋夫	77	専従者	55				
	祖母	冬子	75	なし	65				
					75				
				85		90			

②住所

令和3年4月1日現在とし、本人欄と家庭欄の両方を記入してください。引越しの予定がある者は引越先の住所を記入してください。

引越の予定があり、住所が決まっていない場合は、決まり次第経済支援担当窓口へ報告してください。

③就学者を除く家族

1) 「氏名」欄は同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする方で、**就学者を除いた家族**の全員を記入してください。就学者(小学生以上)は右欄の就学者欄のみに記入してください。

2) 「年齢」欄は必ず記入してください。

3) 「現在の職業」欄は、無職の場合も空欄にせず、「無職」と記入してください。前年又は本年の途中から就職(業)の場合は、その年月を()書きしてください。

4) 主たる家計支持者に○印、別居者(単身赴任者などをいう)に×印をつけてください。

父又は母が死亡・生別の場合は、氏名欄に記名の上()で囲み、その年月等を「特別控除」の「母子・父子世帯」欄に記入してください。《※例：(熊本太郎)》

※配偶者がいる場合は、父又は母の欄を空欄とし、母の下に「妻(夫)」と記入し、氏名等を記入してください。(他欄には記入しないこと。)

(4) 収入状況欄は大学記入欄です。(大学が収入や所得を区分ごとに確認するため使用しますので記入不要です。)

区分	続柄	本人 (千円)	父 (千円)	母 (千円)	姉 (千円)	祖父 (千円)	祖母 (千円)	備考
収入状況	給与所得(注1)							
	給料・賃金							
	役員報酬							
	専従者給与							
	年金・恩給							
	失業給付金							
	生活扶助費							
	アルバイト							
	計							
	給与所得以外の所得(注2)							
商業								
工業								
農・林業								
漁業								
家賃								
地代								
利子・配当								
内職								
親戚等の援助								
その他								
臨時所得								
退職金								
保険金								
資産譲渡								
山林所得								
その他								
計								

注1. 給与所得は、前年1年間の収入金額(源泉徴収票の支払金額)を記入すること。

注2. 給与所得以外の所得は、前年1年間の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。

(5) 就学者 (本人)

①通学区分

令和3年4月1日現在の通学区分をどちらか○で囲んでください。

(独立生計者は自宅を○で囲んでください。)

就学者(本人以外)	通学区分	※115 1: 自宅 2: 自宅外	当年度受給状況	日本学生支援機構奨学金 ※116 (1: 一 種 2: 二 種 3: 併 用)	※116 (1: 一 種 2: 二 種 3: 併 用)	※117
	氏 名	兄 冬彦	設置	在 学 校	通学	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)
別居者	氏 名	弟 大地	設置	在 学 校	通学	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)
	氏 名	妹 千春	設置	在 学 校	通学	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)
に	氏 名	妹 千夏	設置	在 学 校	通学	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)
	氏 名		設置	在 学 校	通学	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)

②当年度受給状況

日本学生支援機構奨学金は、令和3年度1年間 (R3.4～R4.3) に受給予定の日本学生支援機構奨学金の種類について記入してください。(申請中のものは記入しないでください。)

(6) 就学者 (本人以外)

①兄弟姉妹の在学等とは、令和3年4月1日現在の就学者について記入してください。

就学者とは、次に在籍する者をいいます。小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学(短大、大学院、専攻科、別科を含む。)、特別支援学校、専修学校の高等課程・専門課程、放送大学の全科履修生。

各種学校(予備校、防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校、インターナショナル・スクール等)に在学している者や、大学の研究生、聴講生、科目等履修生等は就学者に該当しませんので、「就学者を除く家族」欄に記入してください。

②「設置区分」・「通学区分」は、小中学生も含めて、必ずいずれかを○で囲んでください。

③「在学状況」

- 1) 学校名は正式名を記入し、熊本大学在学の場合は、学部又は研究科・教育部名を() 書きしてください。
- 2) 令和3年4月から小・中・高校又は大学等への進学が予定されている就学者がいる場合で、申請時点で未定の場合は、進学予定者の学校名を鉛筆で記入してください。
- 3) 学年は、令和3年4月1日現在で記入してください。

④授業料免除状況は、兄弟等が国立学校法人に在学している場合の記入欄です。

「在学状況及び授業料免除状況証明書(様式7)」をもとに必ず記入してください。

「授業料年額」は前期・後期どちらか一方でも授業料免除を受けた場合は、「授業料年額」の記入が必要です。(「授業料年額」は千円未満切上げ)

「在学状況及び授業料免除状況証明書」（様式7）について

- ①高校生以上の就学者については、必ず「在学状況及び授業料免除状況証明書」（様式7）を提出してください。
様式7以外による証明書（在学証明書等）は受付できません。
- ②令和3年4月に高等学校、大学、専門学校等に進学予定の場合は、入学後直ちに進学先から証明を受けて、提出してください。この場合に限り、（様式7）の提出期限は令和3年4月23日（金）とします。
- ③就学者が令和2年度より引き続き令和3年4月以降も進級等で同じ学校に在学する場合（上記②以外）は、現在の学年で証明を受け、申請受付期間内に提出してください。
- ④証明を提出後に退学等、証明内容に変更があった場合は、速やかに経済支援担当まで申し出て下さい。

（7）特別控除

特別控除を希望する場合は、必要事項を記入の上、必要書類を提出してください。区分に該当する方がいても、控除を希望しない場合は不要です。

①母子父子世帯

父又は母のどちらか一方あるいはその両方が死亡・生別の場合は、「就学者を除く家族」欄に（ ）書きにて記入の上、この欄にも記入してください。

特 別 控 除	母子父子世帯	※ 母無 死亡・生別 (年 月) 父無 死亡・生別 (年 月)	201	0:該当せず 1:該当					
	障害者のいる世帯	続柄 (祖父) ※ 障害者・原爆被爆者 (障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分 () 続柄 () ※ 障害者・原爆被爆者 (障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分 ()	202	☐ 人					
	長期療養者のいる世帯	続柄 (祖母) 療養期間 30年8月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 30 千円 続柄 () 療養期間 年 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円	203	合計 (年額) (千円)					
	主たる家計支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等 千円	208						
	火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯	被害内容 被害額 千円	213						
大 学 認 定	家 族 数	218	人	居住地	220	A: A級地 B: B級地	学 力	223	0: 不適格 1: 適格
	申請区分	224	1: 一般 2: 家計 3: 学力 4: 事由 5: 事情 (家計支持者死亡) 6: 事情 (災害) 7: 事情 (その他)	227	辞退	☐			
	社 会 人	228	0: 該当せず 1: 該当	特別控除 (家賃) 千円	229				

※ 印は、該当するものを○で囲むこと。

大学認定欄（網掛け部分）は記入しないこと。

②障害者のいる世帯は障害者手帳、要介護手帳、医師の証明書等により記入してください。
原爆被爆者については、障害の有無を○で囲み、要介護者については、要介護状態区分を記入してください。
（手帳のコピーや証明書等と年金を受給している場合はその内容を申告（様式14）してください。）

③長期療養者のいる世帯は、6ヶ月以上療養中又は療養見込の者について、1ヶ月平均療養費を記入してください。（入院の場合の食費は除く。）（様式11を提出してください。）

④主たる家計支持者が別居のために、特別に支出している住居費、光熱・水道費の1ヶ月平均月額を記入してください。（様式12、13を提出してください。）ただし、勤務先から命令された単身赴任で、別居のため特別に支出している実費が単身赴任手当等の金額を上回る場合のみ、控除の対象となります。自己都合の別居は対象外ですのでご注意ください。

入学科免除及び授業料免除申請に係る収入限度額の目安（半額免除の場合）

入学科免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定していますので、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用

本人＝自宅通学、奨学金受給無し、アルバイト収入無し

父＝家計支持者 母＝専業主婦

世帯の家族構成 1名：留学生若しくは独立生計者として認定された者

3名：本人と両親

4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学）

5名：本人、両親、公立高校生及び公立中学生（自宅通学）

1 給与所得の場合（単位：千円）

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	学部学生
自宅通学	1名	3,670
	3名	5,650
	4名	6,450
	5名	6,900
自宅外通学	1名	4,300
	3名	6,280
	4名	6,920
	5名	7,340

2 給与所得以外の場合（商業、工業、林業、水産業及び農業所得等）（単位：千円）

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込み営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	学部学生
自宅通学	1名	1,950
	3名	3,340
	4名	3,900
	5名	4,320
自宅外通学	1名	2,390
	3名	3,780
	4名	4,340
	5名	4,760

<注意事項>

免除の選考は、申請資格を有する者（学業優秀と認められ、経済的に入学科・授業料の納入が困難な者）に対して行われます。

学業成績基準は次のとおりです。

学部1年次：出身高等学校長から提出された調査書の評定平均値3.5以上又は入学試験の成績が上位1/2以内の者

ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で入学科・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。

7. 入学科免除・徴収猶予及び授業料免除に関するQ&A

	質問	回答
申請 手続	① 入学科徴収猶予と同時に、入学科免除と授業料免除も申請したいのですが、どうしたらいいですか。	令和3年度の修学支援新制度に申込みをする必要があります。入学後に修学支援新制度の「在学採用」がありますので、掲示等見落とさないようにしてください。 (特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科生、大学院生を除く。)
	② 授業料免除申請方法について教えてください。	【学部1～2年生、令和2年度以降の編入学生、別科生、専攻科生】 災害枠(全壊・大規模半壊、半壊・床上浸水等、学資負担者死亡等)と、学資負担者死亡又は風水害等の被害があった方のみ、熊本大学へ授業料免除申請を行うことが可能です。前期申請時点(4月1日)から、後期申請時点(10月1日)の間で、世帯構成員の増減等があった場合など、変更内容に応じた書類を提出してください。 【学部3年生～6年生、大学院生】 令和3年度から通年申請(前期・後期一括申請)が開始され、また、授業料免除申請システムによる入力が必要になります。詳細については、本学HPでお知らせする予定ですので、そちらをご確認ください。
	③ 前期に提出した書類を後期も提出しなければいけませんか。	通年申請に伴い、前期申請時と申請内容等に変更が生じた場合は、変更内容に応じた書類を提出する必要があります。詳細については本学HPで確認してください。なお、 提出された書類は返却できませんので、必要なものは必ずコピーをとっておいてください。
	④ 源泉徴収票は、コピーでいいですか。	コピーを提出してください。
提出 書類	⑤ 確定申告書(写)が、提出期日までに間に合いませんが、どうしたらいいですか。	申請書提出日には、確定申告書(写)を除く必要書類を提出してください。 確定申告書(写)は、申告・税務署で受付印受領後、速やかに提出願います。
	⑥ 高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する在学証明書でもよいですか。	だめです。 各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況が確認できないため、証明書として受領できません。必ず、本学所定の(様式7)をご使用ください。
	⑦ 弟が3月に高校を卒業し、4月から大学に進学予定ですが、「在学状況及び授業料免除状況証明書」はどちらの学校の分を提出すればよいですか。	4月1日以降の状況についての証明が必要です。4月から新しい学校へ進学予定の場合は、入学後、進学先の学校で証明を受けたものを、進学予定者の提出期限までに提出してください。 この場合、申請時には、申請書(3/3ページ)の就学者の欄に進学予定者の氏名や学校名を鉛筆で記入しておいてください。
	⑧ 親は会社員ですが、所得(課税)証明書と源泉徴収票(写)のどちらも必要ですか。	どちらも必要です。 所得(課税)証明書で所得の種類(給与収入・営業所得・農業所得等)や、その他の所得(不動産や雑所得等)を確認し、それぞれの所得について給与収入であれば源泉徴収票で、営業・農業所得や不動産等であれば所得税の確定申告書(写)、あるいは市(町)県民税申告書(写)で収入又は所得の金額を確認します。
	⑨ 母は専業主婦で収入がありません。収入がない人でも所得(課税)証明書は必要ですか。	必要です。 収入が無かったことを証明するために無職であっても不動産所得等がある場合がありますので、所得(課税)証明書を提出してください。
	⑩ 祖父母は年金受給者ですが、所得(課税)証明書は必要ですか。	必要です。 収入が年金のみの場合は、所得(課税)証明書と(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付が新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出してください。[年金額改定通知書(写)、年金振込通知書(写)、年金の源泉徴収票(写)]
	⑪ 家族に無職の者がいますが、所得(課税)証明書は必要ですか。	必要です。 所得(課税)証明書と就労可能で18歳以上で就労可能な無職・無収入の人がいる場合は、無職であることの「申立書」(様式8)も提出してください。
	⑫ 兄が3月に大学を卒業し、4月から就職しますが、何を提出すればよいですか。	4月の入社以降に、給与支給(見込)証明書(様式5)を提出してください。 なお、実家から離れて別生計になる場合は、何も提出する必要はありませんし、申請書の家族欄に記入する必要もありません。
	⑬ 父(学資負担者)が3月に退職しましたが、提出書類は何か必要ですか。	次の書類が必要です。※3～6は該当する全てについて提出してください。就労に関する申立書(様式8の2)はいずれの場合も併せて提出が必要です。 1. 所得(課税)証明書 2. 退職及び退職金支給証明書(様式6) 3. 失業手当を受給する場合: 雇用保険受給資格者証(写) 4. 転職した場合: 給与支給(見込)証明書(様式5)(新しい職場で証明を受けてください。) 5. 無職となり失業手当を受給しない場合: 無職であることの申立書(様式8) 6. 年金を受給する場合: 年金決定通知書(写)
	⑭ 父(学資負担者)が、1月に亡くなりました。どのような書類を提出すればよいですか。	1. 死亡が確認できる書類(死亡診断書(写)、戸籍抄本等) 2. 保険金があれば金額・支払年月日が分かるもの(保険金支払計算書(写)等) 3. 退職金があれば、金額・支払年月日が分かるもの(様式6等) 4. 遺族年金があれば、その金額が分かるもの(年金振込通知書(写)等) 5. 保険金・退職金・遺族年金がなければ、その旨を記入した申立書(様式8)
その他	⑮ 授業料の口座自動引落としをしていますが、免除申請中の引落としはどうなりますか。	免除の許可又は不許可の決定があるまでは、申請中の学生の口座自動引落としは行いません。決定後、引き落とすことになります。
	⑯ 学業成績の基準について教えてください。	・学部1年次: 出身高校長から提出された調査書の評定平均値3.5以上又は入学試験の成績が上位1/2以内の者 ・学部2年次以上: 前年度までにおいて、本人の所属する学部等で定められた標準修得単位数を修得している者で学業成績の指数(GPA)が2.0以上、かつ、学業成績が上位1/2以内の者 ※修学支援新制度については、日本学生支援機構の定める学力基準に準拠します。 ・大学院(修士課程・博士前期課程)1年次: 本人が在籍する研究科等における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者 ・大学院(修士課程・博士前期課程)2年次以上: 前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科等が定める一定基準以上のもの ・大学院博士課程・博士後期課程: 学業成績等が本人の属する研究科等が求める一定基準以上の者 ・専攻科又は別科: 入学試験の成績が上位2/5以内の者
	⑰ 両親からの仕送りは一切なく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。	両親からの仕送りがなければ、独立生計者にはなりません。 次の1～3の全てに該当することが、独立生計者の条件です。 1. 所得税法上、父母等の扶養でないこと。 2. 父母等と別居していること。 3. 本人(配偶者がいるときは配偶者を含む。)に収入があり、その収入について申告がなされ、所得(課税)証明書が発行されること。

【申請に当たっての注意点】

- 申請は、必ず申請者本人が行ってください。（代理人による申請は不可）
- このしおりを熟読の上、提出書類は不備・不足のないよう早めに準備してください。不備・不足がある場合は、事実確認ができないため選考から除外されることがあります。
- 申請後、記載事項に変更があった場合は、速やかに学生生活課経済支援担当まで届け出てください。本人の休学や退学、家族の就職や離職、死亡、兄弟姉妹の退学等が対象です。
- 記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがあります。
- 平成28年1月からマイナンバー制度の運用が開始されましたが、大学ではマイナンバーを受領できないため、免除申請に添付する各種証明書等は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。なお、マイナンバーが記載された各種証明書等の交付を受けた場合は、当該マイナンバー部分を油性のマジック等で塗りつぶした上で提出してください。

学生及び保護者のみなさまへお願い

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請は学生本人の申請となっており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。また、免除結果も学生自身が学内のパソコンから確認するようになり、**保護者の方への結果通知や郵送は行っておりません**。学生の自立性を促すため、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】〒860-8555
熊本市中央区黒髪2丁目40-1
熊本大学学生生活課経済支援担当
電話：096-342-2125
窓口開室時間：平日 8：30～18：15

)

熊本大学長 殿

フリガナ：

連絡先 TEL :

記

☒

☐最終判定 ☐再調査中（判定時期： 月 日頃）

申請理由：被災状況及び家計状況について、申請者本人が具体的に記入してください。

【問い合わせ先】 学生生活課経済支援担当 096-342-2125（土・日、祝日は除く。）

災害枠(半壊・床上浸水) 授業料免除申請書 【災害名：

令和 年 月 日

熊本大学長 殿

学生番号（又は受験番号）：
所属（学部・研究科・教育部）：
(学科・専攻)：
フリガナ：

氏 名(自署)：
(〒 -)
学生現住所：
学生携帯電話： (メールアドレス)

学資負担者氏名：
(〒 -)
学資負担者被災地住所：

連絡先 Tel：

災害により、私の学資負担者が被災したことに伴い、今後の学業継続等に支障をきたしているので、免除を許可くださるようお願いいたします。

記

※以下の該当箇所に ☒ を記入してください。

被災状況	
●学資負担者の家屋等が ☐半壊 ☐床上浸水 ※罹災証明書の発行状況 ☐最終判定 ☐再調査中（判定時期： 月 日頃）	

※被災状況がわかる写真（2～3枚）を写真貼付台紙に貼付してください。

申請理由：被災状況及び家計状況について、申請者本人が具体的に記入してください。

- (注意事項)
- 1. 公的機関発行の住居に係る「罹災証明書」(コピー可)を必ず添付すること。(住居以外は対象外です。) 証明書が公的機関の都合で提出期限までに用意できない場合は、申請した証明書等(又は申請書のコピー)を先に提出してください。
 - 2. 被災状況に応じて免除が決定されますが、「罹災証明書」の提出があるまで免除結果は保留となります。保留者の免除決定時期や結果の確認方法は、後日、個別にお知らせします。
 - 3. 上記書類のほかに審査の過程において必要な書類を求めることがあります。
 - 4. 災害名について (例) 令和〇年〇月豪雨 など

※既に「罹災証明書」申請中で申請証明やコピーがない方は☒を入れてください。→ ☐罹災証明書申請中
◎申請希望者は、早めに「罹災証明書」申請手続きをお願いします。 学生生活課経済支援担当 096-342-2126

災害枠

入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請用(共通)

被災状況に関する写真貼付台紙

受験番号：

申請者氏名：

糊 付 け 箇 所

糊 付 け 箇 所

糊 付 け 箇 所

- (注意) ・ 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請の両方を申請する場合、この写真貼付台紙は「1セット」提出してください。
- ・ 被災した状況がわかる写真を2～3枚貼付してください。
 - ・ 写真は「罹災証明書」の参考資料です。印刷したものを別添として提出しても構いませんが、必ずA4サイズ1枚に収めてください。

(災害枠) 入学料 半壊等家計審査調書

令和 年 月 日

熊 本 大 学 長 殿

学部 学科

入学年月 年 月 (入学・編入学)

学年 年

氏名 (本人が署名すること)

入学料納付困難のため、令和 年度入学料を免除・徴収猶予くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。

【申請対象者】

入学手続き時に【申請における取扱要領】に基づき免除申告書に記入された該当番号が、⑦・⑨・⑪・⑬・⑮の方

- ・ 該当番号 ()
- ・ 災害名 () (例) 令和〇年〇月豪雨 など
- ・ 損壊規模 (半壊 ・ 床上浸水)

【該当番号が⑨・⑪の方】

- ・ 修学支援新制度の支援区分 (区分)
※採用候補者決定通知に記載されている支援区分

【該当番号が⑬・⑮の方】

- ・ 修学支援新制度 (不採用 ・ 要件外)

(申請理由：本人が具体的に書くこと)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(主たる家計支持者が無職・失職中の生活費の出所)

年 月～

- ・ 生活費の出所：

家 庭 状 況 票											
学生番号		5	—				13	フリガナ			
						氏 名		(歳)			
住所等	本人	〒					家族	〒			
		Tel							Tel		
続 柄		氏 名		年 齢		現在の職業		給与所得の計 (税込) (千円)		給与所得以外の所得計 (税込) (千円)	
本 人								15		20	
就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○ 別居者に×)	父							25		30	
	母							35		40	
								45		50	
								55		60	
								65		70	
								75		80	
								85		90	

収入状況	続柄		本人	父	母				
	区分		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
収入	給与所得 (注1)	給料・賃金							
		役員報酬							
		専従者給与							
		年金・恩給							
		失業給付金							
		生活扶助費							
		アルバイト							
		計							
	収入以外	給与所得以外の所得	商業						
			工業						
農・林業									
漁業									
その他の所得		家賃							
		地代							
		利子・配当							
		内職							
臨時所得 (注2)		退職金							
		保険金							
	資産譲渡								
	山林所得								
	その他								
	計								

注1. 給与所得は、前年1年間の収入金額（源泉徴収票の支払金額）を記入すること。

注2. 給与所得以外の所得は、前年1年間（臨時所得は申請前6ヶ月間）の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。（千円未満切捨て）

就 学 者 別 居 者 に 関 す る 事 項	本人	通学区分	当年度受給状況 日本学生支援機構奨学金 ※116 1:一種 2:二種 3:併用					
	続 柄	※115 1. 自宅 2. 自宅外	前年度 奨学金 受給状況 (月額)	給付奨学金(卒業後返還しなくてよい奨学金)のみ記入。 貸与奨学金(卒業後返還を要する奨学金)については記入しない。			受給額(年額) (千円)	
				奨学金名: ()千円	117			
			奨学金名: ()千円					
	氏 名	設置	在 学 校	通学	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)			
		区分		区分	授業料免除状況		授 業 料	
					前 期	後 期	年 額 (千円)	
		※121 1:国立 2:公立 3:私立	※122 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※123 1:自宅 2:自宅外	※124 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※125 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	126	
		※129 1:国立 2:公立 3:私立	※130 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※131 1:自宅 2:自宅外	※132 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※133 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	134	
		※137 1:国立 2:公立 3:私立	※138 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※139 1:自宅 2:自宅外	※140 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※141 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	142	
	※145 1:国立 2:公立 3:私立	※146 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※147 1:自宅 2:自宅外	※148 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※149 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	150		
	※153 1:国立 2:公立 3:私立	※154 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※155 1:自宅 2:自宅外	※156 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※157 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	158		

特 別 控 除	母子父子世帯	※ 母無 死亡・生別 (年 月) ※ 父無 死亡・生別 (年 月)	201	0:該当せず 1:該当			
	障害者の いる世帯	続柄 () ※ 障害者・原爆被爆者(障害 有・無) 手帳 要介護者、要介護状態区分 ()	202	人			
		続柄 () ※ 障害者・原爆被爆者(障害 有・無) 手帳 要介護者、要介護状態区分 ()					
	長期療養者の いる世帯	続柄 () 療養期間 年 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円	合計 (年額) (千円)				
		続柄 () 療養期間 年 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円	203				
	主たる家計 支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等 千円	208				
災害・風水害・ 盗難等の災害を 受けた世帯	被害内容 被害額 千円	213					
大 学 認 定	家 族 数	218	人	居 住 地	220 A: A級地 B: B級地	学 力	223 0:不適格 1:適格
	申 請 区 分	224 1:一般 2:家計 3:学力 4:事由 5:事情(家計支持者死亡) 6:事情(災害) 7:事情(その他)					227 辞退
	博士(後期)課程	228	0: 該当せず 1: 該当 特別控除(家賃) 千円				229

※印は、該当するものを○で囲むこと。

大学認定欄(網掛け部分) は記入しないこと。

(災害枠) 授業料 半壊等家計審査調書

令和 年 月 日

熊本大学長 殿

学部

学科

入学年月 年 月 (入学・編入学)

学年 年

氏名 (本人が署名すること)

授業料納付困難のため、令和 年度授業料 (※ 通年・後期分) を免除くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。

【申請対象者】

入学手続き時に【申請における取扱要領】に基づき免除申告書に記入された該当番号が、⑦・⑨・⑪・⑬・⑮の方

- ・ 該当番号 ()
- ・ 災害名 () (例) 令和〇年〇月豪雨 など
- ・ 損壊規模 (半壊 ・ 床上浸水)

【該当番号が⑨・⑪の方】

- ・ 修学支援新制度の支援区分 (区分)
※採用候補者決定通知に記載されている支援区分

【該当番号が⑬・⑮の方】

- ・ 修学支援新制度 (不採用 ・ 要件外)

(申請理由：本人が具体的に書くこと)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(主たる家計支持者が無職・失職中の生活費の出所)

年 月～

- ・ 生活費の出所：

家 庭 状 況 票									
学生番号		5	13				フリガナ		
		—				氏 名		(歳)	
住所等	本人	〒				家族	〒		
		Tel						Tel	
続 柄		氏 名		年 齢	現在の職業	給与所得の計 (税込) (千円)		給与所得以外の所得計 (税込) (千円)	
本 人						15		20	
就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○ 別居者に×)	父					25		30	
	母					35		40	
						45		50	
						55		60	
						65		70	
						75		80	
						85		90	

収入状況	続柄		本人	父	母				
	区分	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
収入	給与所得 (注1)	給料・賃金							
		役員報酬							
		専従者給与							
		年金・恩給							
		失業給付金							
		生活扶助費							
		アルバイト							
		計							
	収入以外	給与所得以外の所得	商業						
			工業						
農・林業									
漁業									
その他の所得		家賃							
		地代							
		利子・配当							
		内職							
臨時所得 (注2)		退職金							
		保険金							
	資産譲渡								
	山林所得								
	その他								
	計								

注1. 給与所得は、前年1年間の収入金額（源泉徴収票の支払金額）を記入すること。

注2. 給与所得以外の所得は、前年1年間（臨時所得は申請前6ヶ月間）の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。（千円未満切捨て）

就 学 者 別 居 者 に 関 す る 事 項	本人	通学区分	当年度受給状況 日本学生支援機構奨学金 ※116 1:一種 2:二種 3:併用					
	続柄	※115 1. 自宅 2. 自宅外	前年度 奨学金 受給状況 (月額)	給付奨学金(卒業後返還しなくてよい奨学金)のみ記入。 貸与奨学金(卒業後返還を要する奨学金)については記入しない。			受給額(年額) (千円)	
				奨学金名: ()千円	117			
	氏名	設置	在学学校	通学区分	前年度状況(国立学校の就学者のみ記入)			
		区分			授業料免除状況		授業料 年額(千円)	
			※121 1:国立 2:公立 3:私立	※122 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※123 1:自宅 2:自宅外	※124 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※125 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	126
			※129 1:国立 2:公立 3:私立	※130 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※131 1:自宅 2:自宅外	※132 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※133 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	134
			※137 1:国立 2:公立 3:私立	※138 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※139 1:自宅 2:自宅外	※140 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※141 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	142
		※145 1:国立 2:公立 3:私立	※146 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※147 1:自宅 2:自宅外	※148 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※149 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	150	
		※153 1:国立 2:公立 3:私立	※154 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 ()年	※155 1:自宅 2:自宅外	※156 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	※157 0:無 1:全額 2:2/3, 半額, 1/3	158	

特 別 控 除	母子父子世帯	※ 母無 死亡・生別 (年 月) ※ 父無 死亡・生別 (年 月)	201	0:該当せず 1:該当				
	障害者の いる世帯	続柄 () ※ 障害者・原爆被爆者(障害 有・無) 手帳 要介護者、要介護状態区分 ()	202	人				
		続柄 () ※ 障害者・原爆被爆者(障害 有・無) 手帳 要介護者、要介護状態区分 ()						
	長期療養者の いる世帯	続柄 () 療養期間 年 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円		合計(年額) (千円)				
		続柄 () 療養期間 年 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円	203					
	主たる家計 支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等 千円	208					
災害・風水害・ 盗難等の災害を 受けた世帯	被害内容 被害額 千円	213						
大 学 認 定	家族数	218	人	居住地	220	学 力	223	0:不適格 1:適格
	申請区分	224 1:一般 2:家計 3:学力 4:事由 5:事情(家計支持者死亡) 6:事情(災害) 7:事情(その他)					227	辞退
	博士(後期)課程	228	0: 該当せず 1: 該当	特別控除(家賃) 千円	229			

※印は、該当するものを○で囲むこと。

大学認定欄(網掛け部分)は記入しないこと。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

令和 年 月 日

国立大学法人熊本大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、熊本大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が熊本大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。
（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	令和 3 年 4 月入学	
	氏 名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	所属学部・学科等			受験番号 (学籍番号)		
	メールアドレス			携帯番号等		
	学 年	年	昼間・夜間・通信の別	☒ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(＊)		(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ☒ ない		
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
	☐ 在学（在学予約）採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 （給付奨学生となっていれば奨学生番号）】			※記入不要		

申請書の作成あたっての注意事項

イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。

給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙１）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が２つ以上ある場合は、あわせて（別紙２）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙３）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙１～３の提出は不要です。）

なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。

ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

※上記イ（別紙１～３）に関するお問い合わせは、熊本大学学生生活課経済支援担当まで
お願いします。（連絡先：０９６－３４２－２１２５）

このページは、提出不要です。